翻 訳

戴 裔煊著

『宋代鈔塩制度研究』(11)

安 蘓 幹 夫

第三編 鈔塩制度之縱的研究

- 第一章 交引塩制
 - 一 入中折中與交引塩制釈義
 - 二 入中之嚆矢與利用茶塩折博之倡議者
 - 三 解塩之通商與折博
 - (1)宋初解塩東西南三区之通商制度 (2)陝西州軍入中之優潤則例及紐筹 顆塩方法
 - 四 東南塩之通商與折博
 - 五 川塩河東塩閩広塩之折博
 - (1)川塩 (2)河東塩 (3)閩広塩

以上,広島経済大学「経済研究論集」第18巻第3号

- 六 折中倉與塩之折博
 - (1)折中倉建置之倡議者及其建置年代 (2)折中倉之規制及入中支塩則例
- 第二章 引鈔塩制產生存在與時代需要
 - 一 入中制度之来由

以上, 『広島経済大学経済研究論集』第18巻第4号

- 二 折中制度之来由
- 三 引鈔塩制産生之歴史因素
- 第三章 范祥鈔塩制
 - 一 范祥鈔塩制産生之条件
 - 二 范祥及其鈔塩制

- (1)范祥之略歷 (2)范祥鈔塩制
- 三 范祥鈔塩制推行之阻力及其推行之効果

以上,『広島経済大学経済研究論集』第19巻第1号

四 范祥鈔塩制成功条件之分析

第四章 鈔塩制之変遷與頹壊

- 一 薛向対於解塩之措置
 - (1)罷州県征収塩課 (2)減沿辺八州軍鬻塩価 (3)改善畦夫待遇減少畦夫数額 (4)作小鈔売解塩 (5)即永興軍置売塩場
- 二 熙豊間鈔法之頹壞
 - (1)熙寧末鈔法頹壞之概況 (2)熙寧十年之改革 (3)改鈔以後之状況
- 三 哲宗時鈔法之概況
 - (1)確定解塩鈔歳額為二百万器 (2)陝西沿辺八州軍鬻塩復范祥旧制 以上、『広島経済大学経済研究論集』第19巻第2号
- 四 鈔塩制変遷與頹壞之剖釈

第五章 鈔塩制及其功能之転変

- 一 鈔塩制功能転変之外観
- 二 鈔塩制転変之因素

以上, 『広島経済大学経済研究論集』第19巻第4号

四 崇寧大観間之鈔塩制

(1)蔡京改鈔法之嚆矢 (2)買鈔所之設置與換鈔法 (3)崇寧大観間之貼納 対帯循環法 (4)蔡京崇寧間対於鈔法之其他措置 (5)大観末之改革

以上本号

- 五 政和宣和間之鈔塩制
- 六 鈔塩制屢変之効果與影響

第六章 南宋鈔塩制度之推広

- 一 南宋国用與鈔塩制関係之概観
 - (1)南宋国用匱乏之一班 (2)鈔塩制対於南宋財政上所負之任務
- 二 淮浙塩鈔法之粉更
 - (1)准浙塩鈔制之屢更 (2)倉場支塩制度之罷復 (3)准浙塩之加饒
- 三 閩塩鈔制之推行及其罷止
 - (1)福建鈔塩制與鈔塩銭 (2)鈔法再行於福建及其罷止原因之剖析

- 四 両広客鈔官般之起仆
 - (1) 両広塩官売通商之経過 (2) 広西客鈔官般屢罷屢復理由之探討
- 五 趙開蜀塩引制
 - (1)趙開及其引塩法 (2)趙開引法之功効及其流弊

第七章 結論

- 二 鈔塩制之発展與時代需要之関係
- 三 従鈔塩制研究所得之制度観

なお翻訳するにあたっては、今回も沙鄭軍氏(本学大学院前期課程修了、 前蘇州大学歴史系助理研究員)が素訳を試みた。この場を借りて御協力い ただいた沙氏に感謝申し上げたい。

三 崇寧の初めに措置して鈔法を変えた講議司

蔡京が鈔法を変えたのは、全く企画の無いこととは言えない。彼が願っていたことを考えてみると、即ち些か為すところがあったと思われる。講議司は即ちその種々の施策を出す所である。『宋史』19徽宗本紀、崇寧元年7月戊子に載して(煊考えるに、この月は甲申がついたち、従って戊子は即ち初5日)、蔡京は始めに尚書右僕射兼中書侍郎と為り、甲午に(即ち11日)詔して、都省に講議司を置かせたとある。蔡京は、初めから講議司がいろいろな施策の設計機関であるとして建立したことを、吾々は知っておくべきである。『宋史』472蔡京伝によれば、「京起於逐臣、一旦得志、天下拭目所為、而京陰託紹述之柄、箝制天子、用条例故事、即都省置講議司、自為提挙、以其党呉居厚・王漢之十余人為僚属、取政事之大者、如宗室・冗官・国用・商旅・塩沢・賦調・牧尹・毎一事以三人主之、凡所設施、皆由是出。」とある。講議司についての記載は、ただこのようなごく僅かな数語しかなく、甚だ簡単である。しかしこのような重要な機関は、まさに詳しく研究しなければならない。

蔡京がこの種の設計機関を設立するのを企画したのは、崇寧年間からで

はなく、宋の哲宗の紹聖元年(1094)に彼が戸部尚書と為った時に已に建 議があって、彼の奏には、

「神宗皇帝熙寧之初,置条例司,選天下英才,設官分職,参講其事,與利補弊,功烈較者。元祐以来,美意良法,盡遭詆誣。在於今日,正当参酌旧制,考合時宜,以称陛下追述先帝之志,以成足国裕民之効。然事之可興者,方且毛挙,豈臣单力所能勝任。望聖慈檢会熙寧中条例司故事,上自朝廷大臣,下選通達世務之士,同共考究,庶幾成一代之業以詔万世。」

とある。

蔡京は、紹聖の初めにこの議があったのに未だ実現させていない。しかし彼は熙寧の初めに条例司を仰ぎ慕い、範を為すことを欲って些か為すところがあり、彼の目的は甚だはっきりしている。徽宗が即位するに及び、即ちその議の実現に良い機会を得たが、当時なぜそれが実現できたのか?その理由は具に徽宗の崇寧元年7月11日の詔に見える。

「朕聞治天下者,以立致訓迪為先,篤孝思者以継志述事為急。蓋制而用之存乎法,推而行之存乎人。雖夷夏乂安,黎民楽業,而法難一定,事貴変通,損益之間,理宜稽考。况宗室蕃衍而無官者尚衆,吏員冗濫而擬注者甚艱,委積不厚於里閭,商旅未通於道路。廉恥蓋寡,奔競実繁,風俗澆鴻,薦孝私弊,塩沢未復,賦調未乎,浮費猶多,賢鄙難辨,歳稍飢歉,民輒流離。然制之必有原,行之必有序,設施必有方,挙措必有術。是故俊彦不可以不旁求,法度不可以不修講,宜如熙寧置条例司,都省置講議司,以宰臣蔡京提挙,仍柬乃寮,其議因革、庶臻至治,以広治謀。」

とある。

所謂「法難一定,事貴変通,損益之間,理宜稽考」の数語は,即ちこれは直面している需要があったことを指し,一定の法を以ってしても変化して定めのない時代の要求に応副することはできない。すなわち宗室・冗官・国用・商旅・塩沢・賦調・牧尹等は,屡々大筋では明らかにされているが,時代によって損益を斟酌してみると,それぞれが改制の必要があることが分かる。これをみて,吾々は講議司の設置の理由を明らかにすること

^{(16) 『}宋会要』職官 5 講議司崇寧元年 7 月11日の条の紹聖元年 7 月23日戸部尚書蔡京の言を参照。

ができた。

吾々は已に講議司がなぜ設置されたかを明らかにしたので、いま更に進んで講議司の組織を探究する。講議司を考証すると、当時蔡京が提挙官と為ったが、提挙官が権力を持っている外に、また詳定官・参詳官・検討官があった。上述の各項政事の大きなものについては、一事ごとに検討官三人を以って主宰させていたが、この種々の官はみな蔡京の奏請によって任命された。当時、枢密院にもまた講議司を置いたが、ただこれとは関係がないのでここでは論じない。ここでは都省が置いた講議の組織及び人物、官階、主宰する政事等を、『宋会要』職官 5 講議司の条を根拠として、崇寧元年 8 月 4 日に蔡京が請したものを次のように列表する。

都省講議司	埋米学史	**************************************	: 夕丰
407年課報 4	11万学社 12	参社日好	1118

講話	養司官	字別	姓		名	官	階	備	考
提	挙	官	蔡		京	尚書右僕射	兼中書侍郎		
詳	定	官	呉	居	厚	戸部尚書		此れは宋会要職官 煊考えるに,続資	資治通鑑長編拾補
			張	商	英	翰林学士			中良長編紀事本末 5 9 月壬午の条に 8 賽序辰,范致虚
			劉		賡	尚書刑部侍	郎		参詳官崔彪,鄭
参	詳	官	范	致	虚	起居舎人		宋会要と符合した に変えられたもの	Oがあり,しばら
			王	漢	之	太常少卿		に「蹇序辰翰林学	へ。ただ原書の注 学士,范致虚兵部 寺郎,張康国中書
			黎		珣	尚書倉部郎	中	舎人,崔彪都官員 持服人,鄭僅朝計]外郎,国用検詳
			葉	_		尚書吏部員	外郎	言っている。 葉其は原文に欠名	名している。

都省講議司検討官姓名表

検討	大政	姓 名		3	官	階	備	考
宗	室	強	浚	明	朝奉郎少府監丞		亦同前書に拠る。	
		李		詩	太常寺主簿			
		鮑	貽	慶	宣教郎			

冗	官	李陶具	節	琰 夫 儲	朝散郎	続資治通鑑長編拾補22徽宗崇寧2 年9月壬午の条に拠れば,「塩沢 房検討官馮諶転一官,與開封府推 官,呂琮転一官,與寺監丞、権貨
国	用	家	安	国	承議郎	- 務監官丁維·吳薦,各減二年磨勘, 宋康年転一官,逐路提挙措置官陝
:		王		覚	朝散郎	一 西路李憕,河北路韓敦立,京東路 郭異,京西路余授,各転一官,憕
		崔		彪	奉議郎	」 先為陝西路転運判官,仍陞転運副 」使」(楊仲良長編紀事本末122を根
財	賦	安虞		亢防	承議郎	拠とする),則ち李憕・韓敦立等 は鈔法を改める時には提塩事官と 為っており,大抵検討官を兼ねて
		林		攄	通直郎	いる。又同前条下の注に拠れば, 「馮諶朝清郎元年八月五日為塩沢
商	旅	韓	敦	立	朝散郎	検討, 馮京子・呂悰, 元年八月五 日為塩沢検討 と言っており, 「馮
		曽		詵	朝奉大夫	京子」が人名かどうかは分からな
		余		授	朝散郎	」い。それとも馮諶を指して馮京の 子としているのか考慮を要する。
塩	沢	馮		諶	朝奉大夫	
		李		憕	朝奉郎	
		呂		悰	承務郎	
尹	牧	喬		方	承奉郎	煊考えるに,原文では僅かにこの 二人しか記載されていないが,必
		沈		錫	鄂州司戸参軍	ず一人の脱漏があるだろう。

講議司の官吏を考えると、実はこれだけではない。『宋会要』職官 5 崇寧 3 年 8 月 7 日の条によれば、講議司を置くのを罷めたあとは、報告された 3 子によれば、制置三司条例司の推恩体制によっている。すなわち少数の人を除いて全部は、推恩されて外の機構の官僚に転じて磨勘の年を減ぜられ、彼らには差をつけた量の銀絹を支賜し、列したところの人数を計算すると次のようになる。

(1)朝請郎翰林学士承旨	張康国	(2)大中大夫刑部侍郎	劉賡
*			
(3)通議大夫	張商英	(4)降授朝請大夫提挙杭州洞霄宮	蹇序辰
(5)承議郎充顕謨閣待制	范致虚	(6)朝散郎充顕謨閣待制	王漢之
(7)承議郎鴻臚少卿	崔彪	(8)朝散大夫衛尉少卿	黎珣

(9)奉議郎司勲員外郎	鮑則	台慶	(10)朝散郎庫部員外郎	李	詩
(11)承務郎吏部員外郎	沈	錫	(12)奉議郎礼部員外郎	陳	暘
(13)起復朝請郎充顕謨閣待制	鄭	僅	(14)朝奉大夫	葉	()
(13)朝奉大夫少府少監	曽	詵	(16)朝奉大夫充集賢殿修撰	陶魚	節夫
(17)朝奉郎両浙路提点刑獄	強犯	 安明	(18)承事郎将作監丞	呂	淙
(19)朝奉大夫	朱	維	(20)承議郎祕書丞	汪	澥
(21)皇城使康州刺史	劉9	卡卿	(22)承議郎	劉	詵
(23)宣徳郎監察御史	卓	厚	(24)岳州文学	林	詵
(23)朝請大夫府界提点	馮	諶	(26)承議郎管勾舒州霊仙観	呉	儲
*			*		
(27)朝散郎監滑州塩酒税	李	琰	⑻承議郎添差監黃州岐亭鎮酒税務	虞	防
(29)朝散大夫知北外都水丞	韓碧	文立	(30)朝散郎直秘閣	李	憕
(31)宣徳郎提挙広南東路常平等事	Ŧ	寛	(32)承事郎提挙江南西路常平等事	喬	方
(33)朝請郎	郭	異	(34)承議郎両浙路転運判官	胡豕	ど修
(35)奉議郎	呂廷	中	(36)朝散郎提挙措置福建路茶事	胡罗	子修
(37)承務郎提挙措置淮南路茶事	安	亢	(38)承務郎提挙措置江南東西路茶事	家罗	岩国
③9宣徳郎提挙措置荊湖南北臺州路塩事	張	荘	(40)朝請郎	余	授
(41)朝奉郎	劉	暐	(42)朝請大夫	宋	湜
(43)奉議郎	裴章	輔	(4)中散大夫尚書省都事提挙司検閲文字	产任	充
(45)太医丞	刑晋	野卿			-
註…※のあるものは,当時推恩	建賞	した	 :い。() 内は欠名。		

吾々が『宋会要』によって得た当時講議司に参与した官吏の数は、以上 のようなものである。ただし宋の曽敏行の『独醒雑志』巻9によれば、

「蔡元長為相日,置講議司,官吏数百人,俸給優異,費用不貲。一日,集僚属会議,因留飲,命作蟹黄饅頭,飲罷,吏略計其費,饅頭一味,為銭一千三百余緡。」

⁽¹⁷⁾ 煊考えるに、曽敏行の『独醒雑志』巻9に記載されている人数及び蟹黄饅頭の 消費された銭数は、恐らく誇張され事実を誤っている疑いがある。

と言っている。

官吏の数は『宋会要』職官5講議司に掲載された上述の外には考見できないが、しかしその人数は甚だ多く、しかもその費用はまた甚だ大きいことは疑いない。人数がこのように多く、経費がこのように大きければ、その得る結果はどうであるか?宋の方勺の『泊宅編』巻6によれば、

「蔡京当国,每縁制作,置局辟官,不可勝数,其間如欲変冠之制,令稍近 古,講求累年,糜費不貲,止易鞾為履而已。」

とある。

方勺の意は、講議司は成績が何もなく、国庫を無駄に虚費するだけのものと認めるのである。事実、蔡京本人もこの点については承知しており、従って崇寧3年4月22日に自ら局を罷めることを請い、

「奉詔置司講議法度,更歴歳年,曽不足仰称委任之意,今文字不多,理当帰之省部,付於有司,乞限一月結局,其未了事件,送尚書省分隷施行。」とある。

詔はその請いに従い、ここにおいて法律を構想し更易する講議司は終わりとした。はじめは塩法関係の種々の措置は、即ち講議司から出されており、講議司が陳請した事項については下文に述べる。

講議司が罷められた後を考えると,宣和6年(1124)に蔡京が復帰した時にまた再び講議司を置き,開封尹兼侍読燕瑛,徽献閣直学士中奉大夫任諒を以って講議司の詳定官と為し,朝散大夫直秘閣李侗,朝請大夫王雲,承議郎鄭望之,朝奉大夫直秘閣高衛を参議官と為した。また戸部尚書唐恪,工部尚書李棁に講議司の詳議官を兼ねさせたが,蔡京がやはり提領を兼ねた。ただ,私第の裁処については簽書を免じた。

⁽¹⁸⁾ 本文が引用した方勺の『泊宅編』は『読画齋叢書』10巻本と為る。

^{(19) 『}宋会要』職官5講議司崇寧3年4月22日の尚書左僕射蔡京の言を参照。

⁽²⁰⁾ 同前書宣和6年11月18日の条を参照。

⁽²¹⁾ 同前書宣和7年4月23日の条を参照。煊考えるに、詳議官が崇寧の初めに講議司と為ったという個所は無く、原文が誤っているかどうかは分からない。

⁽²²⁾ 同前書官和6年12月1日の詔を参照。

この度の講議司の復置の原因については,宣和7年(1125)5月21日の 詔に見え,所謂「今天下歳入之数,悉倍於前,用度費出,不聞有余,殊失 量入為出之義。况寇攘就平,流移復業,而広儲足食,務農敦本,尤在所先。 凡有司侵漁蠹耗之事,理宜裁抑,可応不急之務,無名之費,令講議司条具 以聞,当親加裁定為経常簡易之法」と言っている。則ち,純粋に当時の国 家財政の窮迫が原因となっているのである。ただ,この度の講議司の設置 は,鈔法とは大きな関係が無く,しかもやがて北宋は滅亡したのでここで は説明を省略する。

欽宗の靖康元年4月12日にまた尚書省に詳議司を置き、祖宗の旧法を討論した。詳議司の名は、講議司を避けて改めたもので、当時の臣僚、例えば左司諫陳公輔等は屡々論じてその名は適当ではないとしたが、結局は詳議司となったのである。

事実について論ずれば、司を置いて法律を講議し、公開で検討して、それに適当な人物を用いることを得れば、良い効果を収められないわけでもない。蔡京が講議司を置いて大政を検討したことは、その結果が必ずしも良いものとは言えないにしても、彼の意図は則ち甚だ良いものである。

四 崇寧大観年間の鈔塩制

(1)蔡京の鈔法改正の嚆矢 崇寧の新鈔法はいつ頃から推行されたのか? 吾々はまず初めにこの問題を解決しなければならない。『宋史』181食貨志 塩上では、ただ崇寧の初めとだけ言っており、その推行の日時には詳及し ていない。蔡京は崇寧元年7月5日に尚書右僕射兼中書侍郎と為り、11日 に都省に講議司を置いたことは上文で已に述べた。講議司の設置の後に、 即ち変法の準備を企画していたが、同月29日に臣僚が范祥の旧法を講求し て、軽率に改める必要の無いことを請うている(このことについては、前 文で引用した『宋会要』食貨24崇寧元年7月29日の条を見よ)。則ち蔡京 が鈔法を変えたのは、最も早くても崇寧元年8月以後であるべきことを吾

⁽³⁾ 同前書職官5の19詳議司の条を参照。

々は推断できる。『宋史』181食貨志上によれば、

「崇寧初……未幾,蔡京建言,河北·京東末塩,客運至京及京西,袋輸官 銭六千。而塩本不及一千,施行未久,収息及二百万器,如通至陝西,其利必 倍,議遣韓敦立等分路提挙。」

とある。

これによって以下のことが分かる。則ち、当時解塩の不足を補うために河北、京東の塩を京師及び京西に運んで放出したこと、商人は権貨務に銭を納めて鈔を買い、産塩の州郡に赴いて塩を受け取ったこと、これらを実施して余り日が経たない内に、蔡京は収入が甚だ多いのを見て、再び商人が塩を陝西で通商することを許し、官吏を派遣して路を分かって、則ち陝西路は李憕、河北路は韓敦立、京東路は郭異、京西路は余授に提挙させたこと等々である。しかし『宋史』食貨志には、ただ「未幾」と言っているだけで未だ月日については明言していない。黄以周等が編纂した『続資治通鑑長編拾補』22崇寧2年9月壬午の条に、楊仲良の『長編記事本末』122を引用しているので考察してみると、

「講議司箚子・・自去年九月十七日推行新法東北塩、十月九日客人入状納算請,(煊考えるに:原注では「状」の字が『九朝備要』によって増されているが,「状」の字は常例によれば増入すべきではない)至今年九月三日終,収趁到銭一百六十四万八千六百二十六貫,三百六十八文,本銭一十四七千七十三貫,息銭一百五十万一千五百五十三貫三百六十八文。」

とある。

これによって、新法の東北塩が推行されたのは崇寧元年9月17日からであったことに疑いは全く無いことが分かる。東南末塩に至っては、以前にもまた客鈔が行われていたといっても、主要なものは官搬であった。崇寧元年に至って蔡京は塩法を変えることを議し、極力商人が販売算請することを奨励した。すなわち商人が私船を用いて運搬することを許し、しかも官船、私船によって阻留させることはなく、このような内容で7条の規定

^{[4] 『}続資治通鑑長編拾補』22崇寧2年9月壬午の条を参照。もとは楊仲良の『長編紀事本末』122に載っている。

を定めた。2年に更に詔して「塩舟力勝銭勿輸,用絶遏阻,且許舟行越次取疾,官綱等舟輒欄阻者坐之。」とある。蔡京は完全に官撤官売を無視して通商に特に重きを置き,官搬から転じて商販と為した。その変転の嚆矢はここにある。

(2)買鈔所の設置と換鈔法 解池が壊れる以前は、官が塩鈔を支給していた。すなわち商人を募集して糧草を納入させ、塩を以って返還していたのである。しかし解池が既に壊れて暫くは修復できないのに、沿辺の糴買では、塩鈔は旧法を遵守して支給されていたのである。解池には既に支還する塩は無く、そうなると鈔価はすぐに低落し、交引鋪戸は時に乗じて操縦して、鈔価が安ければ収買し、河北の塩文鈔も同時にまた操縦された。この種の情況の下では沿辺で入中する商人は無く、鈔法もまたこれによって壊れた。崇寧2年(1103)12月2日に講議司はこの情況によって「乞依熙寧・元豊置買鈔所、別以他物折博、(この句は『宋会要』職官27太府寺及び『続資治通鑑長編拾補』22の同年月日の条によって増入した)差権貨務監官二員、別選使臣或選人三員、共同専一管勾、換易客人文鈔、応客人齎到鈔、並以末塩鈔並東北一分塩鈔及度牒、官告雑物等支換。」と請い、詔によってその請いに従った。

換鈔の法については、『宋史』182食貨志塩中によれば、

「置買鈔所於榷貨務,凡以鈔至者,並以末塩,乳香・茶鈔,並東北一分

- 『宋史』182食貨志塩中の崇寧元年「蔡京議更塩法乃言東南塩本或闕,滞於客 販,請増給度牒,及給封椿坊場銭通三十万緡,并列七条…
 - 一. 許客用私船運致, 仍厳立輒踰疆至夾带私塩之禁。
 - 二. 塩場官吏概量不平, 或支塩失倫者, 論以徒。
 - 三.塩商所繇官司場務堰牐津渡等,輒加苛留者如上法。
 - 四. 禁命吏廕家貢士胥史為賈区請塩。
 - 五.議貸亭戸。
 - 六. 塩価太低者議増之。
 - 七、令措置官博盡利害以聞し
- (26) 同前書を参照,力勝銭は考えられず,或いは船が関,津を通過する時に納める 費用。

(27)は次頁へ

及官告·度牒·雜物等換給。未塩鈔換易五分,余以雜物,而旧鈔止許易末塩 ·官告。仍以十分率之,止聴算三分,其七分兼新鈔。」

と言っている。

『宋史』のこの文章を突然見ると理解し難いが、当時の権貨務の解塩鈔を収換する方法を見ると、政府は末塩・乳香・茶鈔・東北一分塩鈔・官告・度牒・雑物等で解塩鈔を換易することを規定していた。即ち十分を以って率と為して、ただ末塩鈔5分は換えることを許し、余りの5分は雑物を以って商人に償還した。しかし解塩旧鈔は、末塩、官告の2種に換易することは許さなかった。所謂東北一分塩鈔は、大体全数をもってこれを計算し、東北塩鈔はただ1分を換えてこれに給した。3分7分の数に至っては、則ち鈔を以っての請塩は、配搭する分数を指して言うのである。『宋会要』食貨24崇寧2年12月24日の認によれば、

「令逐路支給末塩鈔及自般請者,並須三分旧鈔兼七分新鈔支請,如願全以

『宋会要』食貨24及び職官27の崇寧2年12月2日の条及び楊仲良の『長編紀事 本末』132同年月丁未の条を引用した『続資治通鑑長編拾補』22にともに所載は あるが、各々に食い違いがある。ここに『宋会要』24の文を原文のまま附す。『講 議司言、解池未壊以前、官給解塩鈔、募客人入納糧草、還以鈔塩(『拾補』では 「還」上に「遂」の字がある)今解塩未復,其鈔尚循旧法,給解塩文鈔,客人齎 <u> 計京(『拾補』では「今解塩未復」から「客人齎赴京」に至る数句は無い)解池</u> 既無解塩支環(『拾補』では「解池」の上に「今」の字があり、「支」は「可」と なっている), 并河北文鈔, 売與在京交引鋪戸, 乗時激利, 賎価収買, (『拾補』 では「激利価収」の4字は無い),客人虧折財本,浸壊鈔法(『拾補』では「浸」 は「侵」となっている), 合行措置(『拾補』にはこの句は無い), 乞依熙寧元豊 置買鈔所(『拾補』では「寧・元・置」の3字は無い)、別以他物折博(この句は 『宋会要』食貨24には無い,『拾補』及び『会要』職官27にはある。又この句の 下に「乞於権貨務置買鈔所」がある),差権貨務監官二員,別選使臣或選人三員 同共専一管勾、換易客人文鈔、(『拾補』では「選」の字の上に「差」がある、又 「共」以下11文字は無く、改めて「主之」がある)応客人齎到鈔(「鈔」は原作 では「銭」、ここに『会要』職官27及び『拾補』によって改正する。又『拾補』 は「鈔」の上に「文」の字がある),並以末塩鈔并東北一分塩鈔及度牒官告雑物 等支換従之。(『拾補』では「並!を「正」とつくる。「朱」を米とつくるのは誤 り。又「支」は「博」とつくる)。』

新鈔請者,不以多少,聴従便支請。」とある。

この詔は、正に『宋史』食貨志の文の根拠となすべきものである。その意図は、商人が旧鈔を以って請塩し、新鈔が売れなければ則ち政府の収入が無いことを恐れ、従って配搭法を用いて制限を作ったところにある。当時「権貨務買鈔所自崇寧二年十二月四日奉行新法至三年四月十九日終、客人鋪戸投下到陝西・河北文鈔換易過東南末塩等、共計銭五百一万一千三百八十三貫四百一十五文。」とあって、その成績は頗る良く、そのために権貨務の監官等は昇級受賞している。

要するに、当時蔡京は極力通泰の煮海の東南塩で客鈔の法を推行することを企画して、一方では解塩の不足を補い、一方ではまた中都に銭を充足した。その結果計画は成功し、「自二年十二月行法至三年十一月、在京已及一千二百余万貫、遂盡罷諸路官(「売」の字を「官」の下に一字加えるべきである)、以塩鈔毎百貫接一貫與転運司、於是東南官売與西北折博之利、盡帰京師、而州県之横斂起矣。」となった。

(3)崇寧、大観年間の貼納法、対帯法、循環法 崇寧、大観年間に鈔法は屡々更易された。上で述べたものは最初の換鈔法だけで、蔡京の意図は納入を広く求めるものであって、このために形式を更新したが、商人の困弊は顧みられていない。その形式として述べられるものに三種あり、即ち「貼納」「対帯」「循環」がこれである。

崇寧 4 年の詔に「陝西旧鈔,易東南末塩,毎百緡用見銭三分,旧鈔七分。」とあり,この種の見銭を貼輸する法は,これを「貼納」と言った。 5 年にまたその制を改めて「商旅赴権貨務換請東南塩鈔,貼輸見緡四分者,在旧三分之上,五分者在四分之上,且带行旧鈔,輸四分者带五分,輸五分者帯六分,若不願貼輸銭者,依旧鈔価減二分。」とあり,この種の旧鈔を

^{(28) 『}宋会要』職官27太府寺崇寧3年5月7日の中書省の言を参照。

② 『文献通考』15征権考2に引用した陳止齋の語を参照。

^{(30) 『}宋史』181食貨志上を参照

⁽³¹⁾ 同前書を参照。

帯行する法は、これを「対帯」と言った。同年また詔して「算請不貼納見 銭以十分率之、毋過二分、大観元年(1107)、乃令算請東南末塩貼輸及帯 旧鈔如見条外,更許帯日前貼輸三分塩鈔、輸四分者帯二分、五分者帯三分、 後又貼輸四分者帯三分、五分者帯四分、而東南塩並収見緡換請新鈔者、如四 分五分法貼輸,其換請新鈔及見銭算東南末塩、如不帯六等旧鈔者、聴先給、 如止帯五等旧鈔,其給塩之叙、在崇寧四年十月前所帯不貼輸旧鈔之上。六等 者謂貼三、貼四、貼五、当十鈔、並河北公拠、免貼納銭是也。」とある。

何を「循環」と言うのであろうか?『文献通考』16征権考3によれば「循環者, 已売鈔, (原文では「売」の上に積の字があるが『宋史』182食貨志によって削除する)未授塩, 復更鈔, 已更鈔, 塩未給, 復貼輸銭, 凡三輸銭, 始獲一直之貨」と言っている。

当時鈔法はあっという間に改められるので、商人は銭を支払って新鈔を換易しても、未だ請領した塩を得ることができず、しかもその間に鈔はまた変えられて新鈔が出る。新鈔が出れば旧鈔は用いられず、また銭を貼納して新鈔を取得しなければならず、はじめてここで旧鈔を帯行して請塩することができる。やがてまた貼納しても鈔がまた変わり、しかも新鈔がまた出てまた銭を貼納しなければならない。従って民で更鈔する資金の無い者は、已に銭を輸して悉く財利を取られており、数十万券が一瞬にして廃棄され、時には朝には豪商であったが、夕には流れ乞食となって川に行って首をくくる者もいた。

この種の法則は、根本的には民に弊害を及ぼし、なおかつ個人的な欲望を満足させるために、朝の令を夕に改めることを惜しまなかったので、当時の朝士が次々に蔡京を弾劾したわけである。淮東提点刑獄章縡は、即ち蔡京の改法は民を誤らせるものだと奏した。しかし当時蔡京は、これを以って手段と為して寵愛信任を受けることを図っており、全国の怨嗟の声は顧みていない。蔡京が初め改法を議したのは、もともとは時代環境の要求

⁽³²⁾ 同前書182食貨志塩中を参照。

^{(33), (34)}は次頁へ

に適応させるためであったのが、このように法則は屡々変えられ、誇張、 誇示の心から出されたことは否めず、所謂「老姦誤国」であるということ は本当に避けられない。下文で再びこれを論ずる。

(4)蔡京が崇寧年間に鈔法に対して為したその他の措置 崇寧年間に蔡京が鈔法を変えた時、鈔法方面の重要な措置について述べられたものは、合わせて次のようにいくつかある。

参価の規定 崇寧2年の改法にあたって,権貨務に買参所が置かれた時,各路の参価を規定して勝手に低減することはできず、増減はただ一つの規定の限度内にあるとした。『宋史』182食貨志によれば、以下のことを言っている。すなわち、民間での買鈔の価を定め、これを以って豪強を抑えて辺糴を平にする。河北で鈔を買った者には大体100緡の場合は5,000を、東南末塩鈔は10,000を、陝西塩鈔は5,500をそれぞれ下回ることを許さず、勝手に減ずる者がおれは徒徙の罪を科す。実際には鈔価の高低は、需要が

(33) 宋の翟汝文の『忠恵集』に彼の孫の繁が『重刊翟氏公巽理銘』を附録して「常使見行之法售給,才通,輒復変易,斯商賈以奪民利,名対帯法,客負鈔請塩,扼不即畀,必対元数再買新鈔,方許帯給旧鈔之半。季年又変対帯為循環,循環者,已買鈔,未授塩,復更鈔,更鈔塩未給,復貼納銭,然後給塩,凡三輸銭始獲一直之貨。民無資更鈔,已納銭,悉乾没,数十万券,一昔(「昔」の字は誤りを疑う)敗楮無所用,富商臣賈朝為猗頓,夕至殍丐」と言っており,この文と『通考』16征権3及び『宋史』182食貨志とは大体同じで,若干数字が異なっているだけである。『宋史』372翟汝文伝を調べてみると,汝文は字は公巽,潤州丹陽の人である。

南宋の戴埴の『鼠璞』巻下塩法の条を考証するとまた「自崇寧初、蔡京作茶塩 鈔、初俾商人先輸銭請鈔、赴産塩州郡授塩、已而変易、対数買新鈔、帯給旧鈔之 半、季年又変為循環法、未幾、復令貼鈔給塩、凡三輸銭、始獲一直之貨。民無貲 更鈔、已納銭悉乾没、商賈破蕩、盗販者多、追捕日繁、而盗賊熾矣。皆老姦之誤 国也。」と言っている。この文もまた大体同じであるので参考にすべきである。

(34) 章
年一名は、諸書で見るところいろいろと異なる。明の銭穀の『呉都文粹続集』 45に引用した宋の孫覿の『宋故左朝大夫公墓誌銘』では章
線と作り、陳邦瞻の『宋 史紀事本末』27では章懌と作り、薛応旂の『宋元通鑑』48崇寧2年4月の条では 章
繹と作り、ただ『宋史』472蔡京伝では則ち章
辞と作り、『百衲本』『開明本』 ともにこのようになっている。考証する時間が無く慌ただしいので、しばらくは 『宋史』に従う。 あるかどうかによって定まり、政府が規定を強制しても何らの効果も無いと。崇寧3年正月27日の尚書省の言によれば、河東等3路の鈔は売買するのに定価が立てられてなく、民間では常に100貫の鈔が65貫以下で売られ、その中でも河東路では最も安くなっていると言っている。鈔の価格を限定しにくい原因は、鈔には自然的な水準が存在しているからであることが分かった。

東南末塩鈔の遞牒手続きの改変 商人が鈔を買って産塩の州郡において塩を受け取るのに、いつものやり方は、別に合同遞牒を備えていて鈔を照合して誤りが無ければ支塩していた。しかし「東南末塩鈔遞牒、自来進奏院與常程文字袞同入遞、致有遺失毀棄、使客人往復整会、於鈔法未便。」とあり、崇寧2年12月14日にはその制度を改変して「末塩鈔合同牒、監官面勒使人摺角実封書字用印、給付客人、令自齎前去、仍置籍具注毎道姓名字号、候得報給塩鈔毀訖銷注、及給塩訖、限五日報権貨務。」とある。この種の方法は、一方では商人にとって便利であり、他方では則ち商人の支請を迅速にさせる。なおこの方法は、蔡京が納入を広く求めようとする目的と関連がある。

金銀を抵当とする請塩法の廃止 元豊の旧制では鋪戸の請塩は、金銀等を用いて抵当とすることが許され、一年を過ぎても償還できなければ没収して官に入れられた。この種の制度に対して、崇寧元年10月に講議司が鈔法を妨げるものと認めて中止を乞うたが、金部の請いによって保留され、結局は一年を改めて半年とされた。しかし崇寧2年12月に至って遂に金銀抵当法は罷められた。

凡そこの種々の措置は,或いは則ち新鈔法の妨げになることを恐れ,或 いは則ち中都に積銭する目的に到達することを欲し,ともに必要なもので

③ 『宋会要』食貨24崇寧3年正月27日の条の尚書省の言を参照。

⁽³⁶⁾ 同前書崇寧2年12月14日の中書省の言を参照。

^{(37) 『}長編拾補』20崇寧元年10月壬子の条に引用した楊仲良の『長編記事本末』132の 文を参照。

^{(38) 『}宋会要』食貨24崇寧2年12月29日の条を参照。

あった。

(5)大観末の改革 蔡京は崇寧 5 年(1106)に曽て降職されて開府儀同三司中太乙宮と為ったが、やがて大観元年(1107)正月に再び左僕射を、12月に太尉を授けられ、2 年正月には太師に進んだが、3 年に台諫が彼の悪いことを交々に論じ、6 月に遂に官を辞して引退した。更に 4 年 5 月に御史張克公が彼について論じたところのために退かされて太子少保と為り、京師を出て杭州に住居した。6 月に張商英が尚書右僕射兼中書侍郎と為り、ここにおいて又一回の改革があった。張商英が皇帝の質問に対して答えた奏言は「神宗修建法度務以去大害、興大利、今誠一一挙行、則盡紹述之美法、若有弊、不可不変、但不失其意足矣。」であった。これを見て、張商英は蔡京の所謂紹述に対して、根本的には非と為してなく、僅かな更改でよいとしていることが分かる。ここに彼の塩法と関係する方面について、分別してこれを叙述する。

解塩通行区域の復旧及びその措置 解池は水で壊れ,また顆塩も欠産したので,河北・京東の末塩を本来は解塩消費区域であったところに放行した。崇寧 4 年(1105)に至って解池は復興し,解塩は以前の消費区域に次第に回復した。大観 3 年(1109)10月に提点陝西等路解塩王仲千は順序に従って西京・河陽・汝州に解塩を通行させることを奏請した。また大観 4 年(1110)7月に,財用を措置するために陝西・川峽路州軍,並びに河東の磁・湿・晋・絳州,京西南路の唐・鄧・襄・均・金・房・隨・郢の8州,京西北路の西京・河陽・汝州等の地区に解塩を行うことを奏請した。

解塩は既に復興し、ここにおいて旧法の印鈔によって商人の入中に応副

^{(39) 『}宋史』20徽宗本紀及び472蔡京伝を参考。

^{(4) 『}宋史』351張商英伝を参照。欽定の『続通志』363の張商英伝を考証すると「若有弊」以下数語は無い。

^{(41) 『}長編拾補』28大観3年10月庚寅の条に引用した楊仲良の『長編紀事本末』137を 参照。『宋会要』食貨24大観3年10月19日の条に所載されているものと『長編拾 補』とを考証すると、食い違いがある。

^{(42) 『}宋会要』食貨25大観4年7月28日の条及び楊仲良の『長編記事本末』137を 引用した『長編拾補』29同年月乙丑の条を参照。

した。当時財用を措置するには、解塩を展放することと東北塩を処置する 方法を決めることであった。『宋会要』食貨25大観4年8月2日の条によ れば、

- 一. 今来指揮到日,客人鋪戸買販到東北塩,隨処官司,限三日抄箚見数,於十日内納官験引,拠元請算数,依市司旬内拘到実直価例収買。其価銭限一月内先以転運司係省銭支還,如無,即以提挙司市易務銭。又闕,即支提刑司諸色封椿銭充。如有客人鋪戸,敢有隠蔵過上件日限,並同私塩法断罪,仍許人告,給賞如法。如客人願依本処市価細算東北塩者(「細」は「紐」の誤りを疑う),即於所属出給公拠,前来権貨務算請,往通行路分出売。
- 一. 官売下客人鋪戸東北塩於市易或稅務出売。比熙豊通行解塩日官売解塩 銅銭価上,每斤添銭三文出売。其本銭還逐司依旧椿管。息銭内市易銭以二分 與本司,三分與転運司,五分封椿,候解塩到日,即時住売。

(いずれも原文を記録する)

また『続資治通鑑長編拾補』29大観4年己巳(煊考えるに、銭大昕の朔 閏考ではこの月は丁卯がついたちなので3日と為る)の条に楊仲良の『長 編紀事本末』137を引用したところを見ると、当時財用を措置したのに関 係したのは東京で解塩を展放したことであり、また措置相度した条画は次 の項に至った。

- 一. 今来解塩至東京, 合経由州県, 欲乞令鄭州管下, 并中牟·開封府·祥符·陽武県管下, 并令通放解塩。
- 一. 今来既令経由州県過行解塩(「過」を「通」の誤りでないかを疑う), 卻乞将昨来王仲千所乞通入京西北路陳・潁・蔡州・信陽軍権住開放。
- 一. 所有添展通放解塩州県,客人已販到東北塩,約束日限,並乞依今月一日己申事理施行(煊考えるに,正に前条を指して言っているが,ただ期日に一日の違いがあり,どちらが正しいのかまだ分からない。)
- 一. 客人自今降指揮到日,已算請出東北塩,元指定東京未到者,今只乞令於所至州軍批引。其在塩場未請出塩者,今後只就塩場批引。其已到京未貨易者,限五日令所委官就都塩院盡数依在市見売毎觔価,全袋拘買,即不得辞折減落,其価銭欲乞令権貨務支還。
 - 一. 在京鋪戸買下客人塩, 且令依旧零細出売, 候都塩院出売日別有指揮。
- 一. 乞令在京鋪戸赴都塩院請買出塩,置鋪零細出売。毎觔官収価銭四十五文足。每一百斤,支與耗塩十斤,其鋪戸須得依官価出壳,不得擅自增長。
 - ... 欲令戸部選委監官一員,不妨本職,專切管勾買売事件。

- 一. 乞就都填院擗截敖屋, 収買客塩。
- 一. 乞就委見差提挙買鈔戸部郎官専切提挙買売塩一宗事務。 (いずれも原文を記録する)

当時、解塩の方面にあっては旧来の外見を回復したが、これもまた社会環境によるものであった。解池の生産は已に復旧し、その制度もまた復旧される可能性はあったが、東北塩を解塩区域で売ったことは、最初においては已むを得ない処置であった。

東南末塩鈔法に対しての措置 張商英が宰相と為って以後も損益を変通するので、熙寧元豊の旧制度に回復することを議し、その中で最も需要なものは「罷提挙塩香諸路塩事各帰提刑司」である。その次は熙寧元豊年間の官売制度を回復することであるが、未だ全部が回復していない前にあって、旧鈔はどのように整理するのか?『宋会要』食貨25大観4年8月15日の条によれば

「措置財用所乞議定五等旧鈔,立定貼納銭,分算換度牒・告敕・香薬・雜物・東北塩外,所有客人已換請到新鈔(煊考えるに,「新」は原文では「雑」,『宋史』182食貨志によって改める)及見銭鈔不曽封帯鈔者,理合先次支給東南末塩,依旧許商旅請往逐路貨易,可速與指揮下淮・浙塩場塩,将見在并接続買到塩椿留五分,準備将来諸路商賈転廊,(「廊」は原文では「廓」となっているが誤り)算請,其余五分,許支還客人鋪戸等(「鋪」は原文では「銭」『宋会要』食貨25大観4年閏8月12日の条によって改正する)請到新鈔,及見銭鈔,不曽対帯旧鈔,合先次支塩者,庶公私両便,熙豊鈔法早見就緒」

とある。

詔はその請いに従わせた。これによって則ち崇寧以来の貼三・貼四・貼五・当十鈔・河北見鈔文拠等 5種の旧鈔を,度牒・官告・雑物・香薬・東北塩等を以って換易した。また当時の新鈔,見銭鈔,及びまだ対帯していない鈔は,全部東南塩を以って商人の鋪戸に償還させた。商人が五等の旧鈔を以って新鈔に換請するに至っては,対帯法を用いずして増納法を用いた。初めに議して貼三鈔は権貨務において更に見緡七分を貼納することを

^{(43) 『}宋史』182食貨志塩中を参照。

⁽⁴⁴⁾は次頁へ

許し、貼四鈔は更に六分を貼納、貼五鈔は十鈔に当たり七分を貼納することを許し、河北の見銭文拠の貼五分は新鈔に換請することとした。後に議

(4) 「転廊」とは何か?字面からは的確な解釈は得難い。宋代の塩法を記載した中で、『宋史』食貨志、『宋会要』では常にこの語は見られる。この語は又多くは大観以後の記載の中に用いられているが、その淵源については未だ考察されていない。「廊」の字はどういう意味か、宋代において重修された『広韵』下平聲巻21 唐廊字下に『廡也,文穎曰、「廊、殿下外屋也」』と言っている。更に許叔重の『説文解字』にさかのぼれば、また「廊、東西序也」と言い、特別に意味は無い。所謂「廊」は殿前両傍の廡を指して言うのである。『宋史』182食貨志塩中を考証すると、「客人在京権貨務買東南末塩者、其法有二、一曰見銭入納、二曰鈔面転廊」とあるが説明した所は無い。

著者本人の知るところに就いては、この語は宋の徽宗の大観年間に起こったようで、以前の記載ではこの語の用いられ方は少なく、以後もまた見ることは少ない。大抵は権貨務所管の塩鈔を事務する所を指し、たとえ同じ場所にあるとしても、東南東北塩等は部屋を分けて処理しており、各々が一廊を持っていたであろう。もし東北鈔を以って東南塩を請うならば、処理手続き上この廊からあの廊へと転じ、故にこれを転廊と言ったのであろう。『宋会要』食貨27の38乾道8年正月17日の条を考証すると、

「左司郎中提領権貨務都茶場韓元吉等言,近拠塩客方訥陳論権貨務長史王昉等 侵使過算請塩鈔関会客廊銭銀共七千四百余貫…」

とある。これは所謂寄廊は、商人が寄存銭銀関子会子等で権貨務の廊において、塩鈔を請うことを指して言っていることは明らかである。転廊の廊は、この種の廊を指すのであろう。又南宋と金人の貿易時に事務を処置する権場はまたこれらの廊にあり、一つの証明を提供する。李心伝の『建炎以来繋年要録』145紹興12年5月乙己の条に、

「軍器監主簿沈該,直秘閣,知盱眙軍,措置権場之法,商人貲百十以下者,十 人為保,留其貨之半在場,以其半赴泗州権場博易,俟得北物,復易其半以往,大 商悉拘之。以待北價之来,両辺商人各処一廊,以貨呈主管牙人,往来評議,毋得 相見」

とある。

吾々は、売買・交易を管理する機関には廊が多くあることは想像がつき、後者の廊はその間にあって、処理する事は必ずしも前者と相同じではないにしても、廊の性質はともに異なることは無い。著者が廊と認める所以は、即ち権貨務は塩鈔、交易の辦事処であり、辦事処が主管する鈔塩事務は全部が同じではなく、従って転廊は即ち辦事処のこの方からあの方へ移ること、これを辦理というからである。

して河北の見銭文拠は減じて二分を増納させ、残りは各々二分を減じて告 敕、度牒・香薬・雑物・東南塩を以って塩を算請すれば給償することとし た。

当時東南塩は極めて官般官売が回復し、諸路の州軍から督促されても塩 貨は充分に準備され、大量に貯蔵されて「務要遠塩場州軍及一年之数、近 塩場州軍及半年之数以上」とある。一方では官売の準備がなされ、また一 方では商人が三路の新法の文鈔を用いて転廊して算請することを許した。 並びに左司員外郎張察に詔して、官を東南六路に派遣して転運提刑司に的 確にその利害を講究させ、また東南六路の官売の塩価を均定させた。

要するに、張商英が宰相と為って以後、蔡京の失敗を正したく、解塩の方面ではもともとの消費地区を回復し、重ねて新しく鈔を出して沿辺の糴買に応副させ、東南末塩は官般官売制を回復することを企図し、その上に商人が沿辺三路の鈔を用いて転廊して算請することを許した。旧鈔については整理して、実際にはまた大きな変更は無く、ただ少しの損益しかなかった。

^{(45) 『}宋史』182食貨志中を参照。

^{(46) 『}宋会要』食貨25大観4年閏8月25日の条を参照。

⁽⁴⁷⁾ 同前書同年月26日の条を参照。

⁽⁴⁸⁾ 同前書政和元年3月21日の条の左司員外郎張察の奏を参照。